

時の動き

原発訴訟、最高裁の不当判決

新社会党中央本部 宮川 敏之

二つのニュース

原発に関連した二つのニュースが流れた。一つは、北海道電力・泊原子力発電所の安全性が争われた裁判（5月30日）で、札幌地方裁判所は「津波に対する安全性の基準を満たしていない」として、北海道電力に3基ある原発すべてを運転しないよう命じる判決を言い渡した。二つ目は、島根県の井上達也知事が中国電力・島根原子力発電所2号機の再稼働に同意すると県議会本会議（6月2日）で表明した。「再エネや省エネのみの電力供給では、住民生活に大きな負担が懸念される。現状

では原発が一定の役割を担う必要がある。再稼働しない場合の地域経済の影響は大きい。苦渋の判断」だと述べた。この表明はいたって観念的で、権力に屈する発言ではない。

前のめりの原発再稼働

そして、6月10日、関電・美浜原発3号機の再稼働の運転開始時期を10月20日から8月12日へ2カ月前倒。九電・川内原発1号機と2号機についても、一カ月前倒して年内に再稼働すると発表した。いずれも「現下の厳しい電力需給状況を踏まえ、原子力

プラントの安全・安定運転を務める」と、どれもテンプレートのコメントを繰り返す。

また、政府はこの夏の電力需給の逼迫に備え、「東北、東京、中部の各電力管内では安定供給に必要な予備率が3・1%の厳しい見通し」だと、電力需給の逼迫を訴えた。

原発事故集団訴訟判決

そうした中、6月17日福島第一原子力発電所の事故で各地に避難した人などが、国と東京電力に損害賠償を求めた4件の集団訴訟判決があった。最



遅々として進まぬ廃炉作業
福島第一原発

高裁判所は「実際の津波は想定より規模が大きく、仮に国が東京電力に必要な措置を命じたとしても事故は避けられなかった可能性が高い」と判断し、国に責任はなかったとする不当判決を言い渡した。原発事故の国の責任について最高裁が統一的な判断を示すのは初めて。全国各地で起こされている同様の訴訟に影響するのは必至。判決が言い渡されたのは、原発事故のあと各地に避難した人などが国と東京電力を訴えた集団訴訟のうち、福島、群馬、千葉、愛媛の4つの訴訟。

想定外の地震、国の責任無し!!

17日の判決で、最高裁判所第2小法廷の菅野博之裁判長は「現実に発生した地震は長期評価に基づいて想定される地震よりはるかに規模が大きかった。津波も試算より規模が大きく、到来した方角も異なり、仮に国が東京電力に必要な措置を命じたとしても大量の海水の浸入は避けられなかった可能性が高い」と述べ、原発事故について国の責任はなかったとする判断を示した。

不当判決に対する

小出裕章さんのコメント

この判決に対して、小出裕章さん（京大原子炉実験所元助教）がコメントをくれた。「最高裁判決は呆れましただけで、巨大な津波は予見できず、できたとしても原子炉が破壊されることは防

げなかったから国に責任がないなどとよく言えたものだと思います。予見できなかったかかったかかわらず、国民に巨大な危険を負わせる、事実フクシマ事故として負わせた原発を安全だとして許可した責任が国にはあります。裁判所は国とグルになって原子力を進めた『原子力マフィア』の一員、特に重要な一員ですので、さもありの判決と言うべきでしょう。権力犯罪はより巨大な権力によってしか裁かれません。裁判所という国の組織が、国自体を断罪するなどとも無理です。三浦守裁判官が反対意見を述べたことが、せめてもの救いです。でも、国自体を変えるしかありませんし、国民がしっかりとその覚悟をすべきだと思います」と結んだ。泊原発の運転中止も控訴審で逆転することさえある。脱原発の闘いは続く。

(みやがわ としゆき)